# 青梅市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条 例

上記の議案を提出する。

平成30年1月22日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

一般職の職員に支給する勤勉手当の支給割合を改めたいので、この条例案を提出いたします。

# 青梅市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条 例

第1条 青梅市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年条例第12 号)の一部を次のように改正する。

第19条第2項第1号中「100分の90」を「100分の100」に、「100分の110」を「100分の120」に、「100分の120」に、「100分の120」に、「100分の42.5」を「100分の47.5」に、「100分の52.5」を「100分の57.5」に改める。

第2条 青梅市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条第2項第1号中「100分の100」を「100分の95」に、「100分の120」を「100分の115」に、「100分の130」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の45」に、「100分の57.5」を「

100分の55」に改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成30年 4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の青梅市一般職の職員の給与に関する条例 (以下「第1条による改正後の条例」という。)の規定は、平成29 年12月1日から適用する。

(勤勉手当の内払)

3 第1条による改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の青梅市一般職の職員の給与に関する条例の規定にもとづいて平成29年12月1日から第1条の規定の施行の日の前日までの間に支払われた勤勉手当は、第1条による改正後の条例の規定による勤勉手当の内払とみなす。

青梅市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条 例要綱

## 1 改正の理由

人事院勧告および東京都人事委員会勧告を踏まえ、一般職の職員に支 給する勤勉手当の支給割合を改めようとするものである。

#### 2 改正の内容

勤勉手当の支給割合を次のように改め、年間で 0.10月(再任用職員については、0.05月)の引上げを行う。(第19条関係)

※割合は、月数に換算したもので、括弧内は、再任用職員の支給割合

## (1) 平成29年12月期の勤勉手当の支給割合

	改正後			現 行		
	6 月	12月	計	6 月	12月	計
部長職	1.20	1.30	2.50	1.20	1.20	2.40
	(0.525)	<u>(0.575)</u>	<u>(1. 10)</u>	(0.525)	(0.525)	<u>(1.05)</u>
課長職	1.10	<u>1. 20</u>	<u>2.30</u>	1.10	<u>1.10</u>	<u>2.20</u>
	(0.525)	<u>(0.575)</u>	<u>(1. 10)</u>	(0.525)	(0.525)	<u>(1.05)</u>
係長職 以 下	0.90	<u>1.00</u>	<u>1. 90</u>	0.90	<u>0. 90</u>	<u>1.80</u>
	(0.425)	(0.475)	(0.90)	(0.425)	(0.425)	(0.85)

## (2) 平成30年6月期以後の勤勉手当の支給割合

	改正後			現 行		
	6 月	12月	計	6月	12月	計
部長職	1. 25 (0. 55)	1. 25 (0. 55)	2. 50 (1. 10)	1. 20 (0. 525)	1. 20 (0. 525)	$\frac{2.40}{(1.05)}$
課長職	1. 15 (0. 55)	1. 15 (0. 55)	2.30 (1.10)	1.10 (0.525)	1.10 (0.525)	2.20 (1.05)
係長職 以 下	<u>0.95</u> (0.45)	$\frac{0.95}{(0.45)}$	1.90 (0.90)	0.90 (0.425)	0.90 (0.425)	1.80 (0.85)

## 3 施行期日等

## (1) 施行期日

ア 2(1)の改正 公布の日から施行し、平成29年12月1日から適 用する。

イ 2(2)の改正 平成30年4月1日

# (2) 勤勉手当の内払

2(1)による改正前の条例の規定にもとづいて平成29年12月に支払われた勤勉手当は、改正後の条例の規定による勤勉手当の内払とみなす。

## 青梅市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

## ○第1条による改正(青梅市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年条例第12号))

改正後	現行	備考
(勤勉手当)	(勤勉手当)	
519条 略	第19条 略	
対 動勉手当の額は前項の職員がそれぞれの基準日現在(退職し、もし	2 勤勉手当の額は前項の職員がそれぞれの基準日現在(退職し、もし	
くは失職し、または死亡した職員にあつては、退職し、もしくは失職	くは失職し、または死亡した職員にあつては、退職し、もしくは失職	
し、または死亡した日現在。以下この項において同じ。)において受	し、または死亡した日現在。以下この項において同じ。)において受	
けるべき給料の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額に、	けるべき給料の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額に、	
職務段階等加算額を加えた額に、任命権者が規則で定める基準に従つ	職務段階等加算額を加えた額に、任命権者が規則で定める基準に従つ	
て定める割合を乗じて得た額とする。この場合において任命権者が支	て定める割合を乗じて得た額とする。この場合において任命権者が支	
給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員について、それ	給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員について、それ	
ぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。	ぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。	
(1) 前項のうち再任用職員以外の職員 当該職員がそれぞれ基準日	(1) 前項のうち再任用職員以外の職員 当該職員がそれぞれ基準日	
現在において受けるべき給料、扶養手当の月額およびこれらに対す	現在において受けるべき給料、扶養手当の月額およびこれらに対す	
る地域手当の月額の合計額に、職務段階等加算額を加えた額に <u>100分</u>	る地域手当の月額の合計額に、職務段階等加算額を加えた額に <u>100分</u>	
<u>の100</u> (行(一)4級等職員にあつては <u>100分の120</u> 、行(一)5級等職員	<u>の90</u> (行(一)4級等職員にあつては <u>100分の110</u> 、行(一)5級等職員	
にあつては <u>100分の130</u> )を乗じて得た額の総額	にあつては <u>100分の120</u> )を乗じて得た額の総額	
(2) 前項のうち再任用職員 当該再任用職員がそれぞれ基準日現在	(2) 前項のうち再任用職員 当該再任用職員がそれぞれ基準日現在	
において受けるべき給料の月額およびこれらに対する地域手当の月	において受けるべき給料の月額およびこれらに対する地域手当の月	
額の合計額に、職務段階等加算額を加えた額に <u>100分の47.5</u> (行(一)	額の合計額に、職務段階等加算額を加えた額に <u>100分の42.5</u> (行(一)	
4級等職員および行(一)5級等職員にあつては <u>100分の57.5</u> )を乗じ	4級等職員および行(一)5級等職員にあつては <u>100分の52.5</u> )を乗じ	
て得た額の総額	て得た額の総額	

## ○第2条による改正(青梅市一般職の職員の給与に関する条例)

改正後	現行		
(勤勉手当)	(勤勉手当)		
第19条 略	第19条 略		
2 勤勉手当の額は前項の職員がそれぞれの基準日現在(退職し、もし	2 勤勉手当の額は前項の職員がそれぞれの基準日現在(退職し、もし		

くは失職し、または死亡した職員にあつては、退職し、もしくは失職し、または死亡した日現在。以下この項において同じ。)において受けるべき給料の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額に、職務段階等加算額を加えた額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員について、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

- (1) 前項のうち再任用職員以外の職員 当該職員がそれぞれ基準日 現在において受けるべき給料、扶養手当の月額およびこれらに対す る地域手当の月額の合計額に、職務段階等加算額を加えた額に100分 の95(行(一)4級等職員にあつては100分の115、行(一)5級等職員 にあつては100分の125)を乗じて得た額の総額
- (2) 前項のうち再任用職員 当該再任用職員がそれぞれ基準日現在 において受けるべき給料の月額およびこれらに対する地域手当の月額の合計額に、職務段階等加算額を加えた額に100分の45(行(一)4級等職員および行(一)5級等職員にあつては100分の55)を乗じて得た額の総額

くは失職し、または死亡した職員にあつては、退職し、もしくは失職 し、または死亡した日現在。以下この項において同じ。)において受 けるべき給料の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額に、 職務段階等加算額を加えた額に、任命権者が規則で定める基準に従つ て定める割合を乗じて得た額とする。この場合において任命権者が支 給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員について、それ ぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

- (1) 前項のうち再任用職員以外の職員 当該職員がそれぞれ基準日 現在において受けるべき給料、扶養手当の月額およびこれらに対す る地域手当の月額の合計額に、職務段階等加算額を加えた額に<u>100分</u> <u>の100</u>(行(一)4級等職員にあつては<u>100分の120</u>、行(一)5級等職員 にあつては100分の130)を乗じて得た額の総額
- (2) 前項のうち再任用職員 当該再任用職員がそれぞれ基準日現在 において受けるべき給料の月額およびこれらに対する地域手当の月 額の合計額に、職務段階等加算額を加えた額に100分の47.5 (行(一) 4級等職員および行(一)5級等職員にあつては100分の57.5) を乗じて得た額の総額

#### 付 則

## (施行期日等)

- 1 <u>この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成30年4</u> 月1日から施行する。
- 2 <u>第1条の規定による改正後の青梅市一般職の職員の給与に関する条例(以下「第1条による改正後の条例」という。)の規定は、平成29年12月1日から適用する。</u>

## (勤勉手当の内払)

3 第1条による改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条 の規定による改正前の青梅市一般職の職員の給与に関する条例の規定 にもとづいて平成29年12月1日から第1条の規定の施行の日の前日ま での間に支払われた勤勉手当は、第1条による改正後の条例の規定によ る勤勉手当の内払とみなす。